

堺市立人権ふれあいセンターの概要



○施設の概要

名称	堺市立人権ふれあいセンター
設置年月	昭和49年10月
設置場所	堺区協和町2丁61-1
施設規模	敷地面積 11,958.02㎡
施設	舳松人権歴史館 スポーツ・文化交流ホール 運動広場・テニスコート（ほか）

○設置目的

基本的人権を享有する日本国憲法の理念にのっとり、同和問題をはじめとする全ての人権問題の速やかな解決に資するため、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進し、市民の福祉の向上を図る総合施設として設置。
(根拠条例：堺市立人権ふれあいセンター条例)

○沿革

- 昭和41年7月 堺市立隣保館として開設
- 昭和46年4月 堺市市立同和地区解放会館に改称
- 昭和49年10月 堺市立解放会館として移転開設
- 昭和62年4月 堺市立舳松歴史資料館（現 舳松人権歴史館）開設
- 平成14年4月 堺市立人権ふれあいセンターに改称
- 平成27年3月 施設を建替

○業務内容

地域社会における福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を担い、近隣地域住民の生活向上を図るための各種事業を実施。

- ・施設管理運営
- ・舳松人権歴史館に関する業務や人権啓発
- ・市民の相互交流に関する業務
- ・総合生活相談や人権相談などの相談業務
- ・施設の貸館業務

堺市立人権ふれあいセンターの概要②

○施設の利用状況

室名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
■ 来館者数	179,221人	108,681人	119,889人	160,676人
舳松人権歴史館 (人権資料・図書室含む)	40,308人	26,540人	27,595人	32,325人
スポーツ・文化交流ホール	98,534人	41,060人	49,686人	73,911人
屋外施設 (運動広場・テニスコート他)	39,557人	40,363人	41,793人	53,253人
■ 各種教室・講座の受講者数	2,762人	1,194人	2,056人	2,251人
■ 総合生活相談、人権相談件数	363件	356件	461件	815件
■ 弁護士相談件数	74件	53件	70件	72件
■ 稼働率（各室稼働率の平均）	47.34%	39.31%	45.03%	43.91%

○これまでの指定管理

第1期指定管理期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで 5年間

第2期指定管理期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 5年間

[現在の指定管理者]

JSAグループ

・構成団体

(代表団体) 一般財団法人堺市人権協会

(他の構成団体) 公益財団法人 堺市就労支援協会

特定非営利活動法人 ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺

○指定管理業務

(定例業務)

- ①施設の総務に関する業務
- ②施設等の維持管理に関する業務
- ③舳松人権歴史館に関する業務
- ④人権啓発・市民の相互交流に関する業務
- ⑤相談に関する業務

(自主事業)

- ・人権出前講座、各種教室・講座（ステップアップ編）、自動販売機の設置などを実施

現指定管理の状況

○市として求める水準の達成状況

項目・目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者満足度 80%以上	87%	84%	86%	84%
来館者数 140,000人以上	179,221人	108,681人	119,889人	160,676人
貸館利用及び駐車場利用料金収入 14,300千円以上	14,270千円	12,255千円	10,976千円	13,720千円

○現指定管理者の評価

- ▶ 利用者のニーズや要望等に迅速かつ適切に対応している。（利用者アンケートより）
- ▶ 様々な講座や教室などを積極的に実施しており、令和4年度の来館者数は目標を上回り、コロナ禍以前の水準に近づけている。
- ▶ コロナの影響は考慮できるが、利用料金収入は目標を達成できておらず、改善の余地がある。
- ▶ コロナで相談での来館者が減少するなか、電話やメールの活用、地域行事などを活用したアウトリーチ型の取組により、柔軟かつ質の高い相談事業を実施した。